

前回WGにおける指摘事項について

1. 前回WGにおける指摘事項

- 車のリコールのように事業者が費用を負担して設置していくべきものだと思う。
- 建築基準法は 60 年も前から不遡及であるが、5 年など猶予期間を与えて遡及するという考えもあるのではないか。
- 国がサポートし、メーカーも手を携えてやっていくのがよい。
- 既設EVに対して設置が進まないのであれば、戸開走行保護装置でなくても安全増しできるものの開発には意義がある。
- 安全増ししたものについて公的なお墨付きが必要。
- 保守を行う側からの視点に立った場合、別のアプローチができるのではないか。
- メーカーと所有者の負担割合をうまく調整すれば設置が促進されていくのではないか。
- 仮に戸開走行保護装置に関する要件が緩和（設置済みの巻上機の構造が大臣認定品と完全に同一でない場合でも大臣認定品として認める等）されれば 100 万円以下で対応できるものも増えると思う。
- メーカーとして製造台数等の公開の可否を社長まで上げて回答してほしい。

2. 追加ヒアリング事項

- 既設エレベーターへの戸開走行保護装置設置の状況について
 - 問 1 - 1 改修工事の年間件数（全面改修の件数、部分改修の件数別）。
 - 問 1 - 2 全面改修工事に対する戸開走行保護装置の設置割合。
 - 問 1 - 3 部分改修工事に対する戸開走行保護装置の設置割合。
 - 問 1 - 4 戸開走行保護装置の設置を行った所有者の属性（マンション、事務所ビル等）。
 - 問 1 - 5 戸開走行保護装置の設置に要した費用の幅・平均。
 - 問 1 - 6 問 1 - 5 で回答いただいた費用のうち、既設機器の状況に応じた費用の平均。
 - 問 1 - 7 戸開走行保護装置の設置に至った経過（誰が誰にどのようにアクセスしたか）。
- 戸開走行保護装置の設置促進について
 - 問 2 - 1 戸開走行保護装置の設置促進にあたり、価格以外で設置促進の障害となっていることは何かありますか。

○ 価格について

問 3 - 1 仮に戸開走行保護装置の設置が 100 万円以下で可能となった場合、設置が促進すると考えますか。

○ 戸開走行保護装置の設置にかかる工期について

問 4 - 1 制御系に係る改修の場合。

問 4 - 2 巻上機の交換を行った場合。

問 4 - 3 全面改修の場合。